

議案第 33 号

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

令和 2 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

橋本市印鑑登録及び証明に関する条例(平成18年橋本市条例第15号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 <u>(1) 15歳未満の者</u> <u>(2) 意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p>	<p>(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>15歳未満の者及び未成年被後見人は</u>印鑑の登録を受けることができない。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。